

平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第一号

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二十一条第一項の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（登録事業者の要件）

第一条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十一条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 法第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であること。
- 二 法第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人であること。
- 三 賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）第三条第一項の規定による登録を受けていること。
- 四 第一号の構成員が団体である場合にあっては、当該団体の構成員であること。
- 五 前各号のいずれかに該当する者に対し、法第十条第五項に規定する登録住宅のうち、法第二十一条第一項の規定による通知に係る同項に規定する被保護入居者（次条において単に「被保護入居者」という。）が入居するものの管理を委託していること。

（被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情）

第二条 法第二十一条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 被保護入居者が家賃又は共益費（以下この条において「家賃等」という。）の請求に応じないこと。
- 二 被保護入居者が家賃等を滞納していること（当該被保護入居者に対して生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十四条に規定する住宅扶助又は同法第十二条に規定する生活扶助のための保護金品が支給される月に家賃等を支払う旨を当該被保護入居者が約している場合を除く。）。
- 三 被保護入居者が過去に他の賃貸住宅において家賃等を滞納していた事実があることその他被保護入居者が家賃等を滞納するおそれが明らかであること。

（通知の方法）

第三条 法第二十一条第一項の規定による通知は、別記様式による通知書により行うものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関が次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

- 一 通知をしようとする者が第一条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面
- 二 賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類

附 則

この省令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行の日（平成二十九年十月二十五日）から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省・国土交通省令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則別記様式による通知書は、この省令による改正後の別記様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和二年一二月二三日厚生労働省・国土交通省令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第三条関係）

通 知 書

年 月 日

保護の実施機関 殿

下記「代理納付された金品の返還に関する事項等」欄記載の内容をよく理解し、これらの事項に同意の上、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

登録事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

記

登録住宅の登録年月日及び登録番号	登録年月日	年 月 日
	登録番号	
通知を行う者の区分	ア 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員 イ 住宅確保要配慮者居住支援法人 ウ 賃貸住宅管理業者登録規程に基づく登録を受けた賃貸住宅管理業者 エ 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員が団体である場合、その構成員 オ アからエまでのいずれかに管理を委託する登録事業者	
上記アの場合（上記オの場合を含む。）	所属する住宅確保要配慮者居住支援協議会の名称	
	住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員の氏名又は名称	
上記イの場合（上記オの場合を含む。）	住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	
	指定を受けた都道府県	
上記ウの場合（上記オの場合を含む。）	賃貸住宅管理業者の名称	
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号	
上記エの場合（上記オの場合を含む。）	所属する団体の名称	
	団体の構成員の氏名又は名称	
被保護入居者の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
毎月の家賃等の額	家 賃	円
	共 益 費	円
被保護入居者の	ア 被保護入居者が家賃等の請求に応じない場合	

<p>居住の安定の確保を図る上での支障となる事情</p>	<p>家賃等の納付期限 家賃等の督促を行った年月日 家賃等の請求に応じない理由</p> <hr/> <p>イ 被保護入居者が家賃等を滞納している場合</p> <p>家賃等の納付期限 家賃等の督促を行った年月日 家賃等を滞納している理由</p> <hr/> <p>ウ 被保護入居者が家賃等を滞納するおそれが明らかである場合</p> <p>(例1) 登録事業者が管理する他の物件を賃貸していた際に家賃等の滞納があった。 (例2) 認知症／心身の障害／高齢等により金銭管理や銀行振込みといった日常生活の営みに困難を感じている様子がみられる。 (例3) 過去に家賃等の滞納のため、保護の実施機関の指導により代理納付となっていた旨、申出があった。</p>
<p>代理納付された金品の返還に関する事項</p>	<p>ア 生活保護法第37条の2に基づき、保護の実施機関により住宅扶助を受けた場合であつて、かつ、保護の実施機関が住宅扶助の廃止を求めたことにより、保護の実施機関が代理納付を行う場合、代理納付を受ける登録事業者は、代理納付の実施に協力すること。</p> <p>イ 生活保護法第37条の2に基づき、保護の実施機関が住宅扶助の実施を拒否するものではないこと。</p> <p>ウ 保護の実施機関が代理納付を行う場合、代理納付を受ける登録事業者は、代理納付に必要な資料の提供等を行い、円滑な代理納付の実施に協力すること。</p>
<p>その他特記事項</p>	

- 備考
- 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
 - 2 登録事業者が法人である場合、保護の実施機関が住宅扶助の廃止を求めたことにより、保護の実施機関が代理納付を行う場合、代理納付を受ける登録事業者は、代理納付に必要な資料の提供等を行い、円滑な代理納付の実施に協力すること。
 - 3 「被保護入居者の滞納期間があるおそれがある」欄には、家賃等の滞納期間があるおそれがある事情を記載すること。
 - 4 「家賃等の請求に応じない理由」又は「家賃等を滞納している理由」について、

- 被保護入居者から理由の聴取をすることができないときは、その旨を記載すれば足りる。
- 5 住宅扶助のための保護金品等とは、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助のための保護金品のうち被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。
 - 6 家賃等とは、家賃、補修その他住宅の維持のために必要な費用又は共益費をいう。
-